令和８年度
償却資産申告の手引
那 覇 市

償却資産とは、事業用の資産のことで、土地・家屋と同様に固定資産税の課税対象です。
那覇市内で事業を営み、事業の用に供することのできる資産をお持ちの方、又は那覇市内に事業用として貸し付けている資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年１月１日現在所有している資産を申告していただくことになっています。

申告期間：令和８年１月５日（月）～2月2日（月）

窓口混雑緩和のためできる限り郵送かeLTAXでの申告をお願いいたします。

- １月後半は大変混み合います。お早めに申告していただきますようご協力をお願いします。
- 申告書を郵送される方で、申告書の控えが必要な場合は、控用の申告書とともに返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。
- 那覇市ホームページから申告書様式のダウンロードができます。
- 継続して申告される方は、前年度（令和７年度）の期末価額と今年度（令和８年度）の期首価額が一致しているかご確認ください。

償却資産の申告は電子申告をご利用ください！

地方税ポータルシステム(eLTAX：エルタックス)を利用してインターネットによる申告を受け付けています。

サービスの利用方法は、eLTAX ホームページをご覧いただくか、または P１４に記載の eLTAX ヘルプデスクまでお問合せください。

eLTAX 地方税ポータルサイト
https://www.eltax.lta.go.jp

詳しくは P14 へ

提出・お問合せ先
〒９００－８５８５　那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市役所 企画財務部 資産税課 償却資産グループ（本庁３階４１番窓口）
TEL：０９８－８６２－５３２０（課直通）
FAX：０９８－８６１－１２９７
※受付時間８：３０～１７：１５（土日祝、年末年始を除く。）

那覇市ホームページ
「償却資産申告について」

目次

償却資産の概要

１　償却資産とは …… ２
２　申告が必要な資産 …… ３
３　業種別の主な償却資産 …… ３
４　償却資産と家屋の区分 …… ４
５　申告の必要がない資産 …… ５
６　少額の減価償却資産の取扱いについて …… ５
７　国税の取扱いとの主な違い …… ６
８　特殊自動車について …… ７
９　償却資産の評価及び税額の計算方法 …… ８
１０　非課税と課税標準の特例について …… ９
１１　固定資産税の課税免除について …… ９

償却資産の申告について

１　申告していただく方（納税義務者） …… 10
２　リース資産について …… 10
３　申告方式の種類と提出書類 …… 11
４　個人番号・法人番号の記載について …… 12
５　事務所、事業所等、資産の所在地、住所、氏名又は名称が変更になった場合 …… 13
６　解散、廃業、市外への移転等の場合 …… 13
７　合併があった場合 …… 13
８　過年度課税について …… 13
９　申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合 …… 13
１０　申告内容の確認調査についてのお願い …… 14
１１　国税資料等の閲覧について …… 14
１２　電子申告（インターネット上からの申告）について …… 14

申告書の作成

１　償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例 …… 15
２　種別明細書（増加資産・全資産用）の記入例 …… 16
３　種別明細書（減少資産用）の記入例 …… 17

≪参考≫

耐用年数表 …… 18

償却資産の概要

1　償却資産とは

土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（※これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む）をいいます（地方税法第３４１条第４号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

たとえば、工場や店舗、病院などを経営している方、駐車場やアパートを貸し付けている方など、事業を営んでいる法人や個人の方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具及び備品等が対象になります。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合や福利厚生の用に供する場合も含まれます。

償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産	
第１種	構　築　物 (建物附属設備を含む)	構築物	広告設備、独立煙突、門、塀、テニスコート、ゴルフ練習場のネット設備・芝生等、緑化施設、庭園、舗装路面など
		建物附属設備	屋外給排水設備、受変電設備、家屋の賃借人が施した建築設備、内装内部造作など
第２種	機械及び装置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、変電設備、発電設備、駐車場の機械装置、太陽光発電装置など	
第３種	船　舶	はしけ、ボート、漁船、油槽船、貨物船、客船、遊覧船など	
第４種	航　空　機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、ドローンなど	
第５種	車両及び運搬具	フォークリフト、モータースイーパーなどの大型特殊自動車（分類番号が「0、00 ～ 09 及び000 ～ 099 」、「9、90～ 99 及び900 ～ 999 」の車両）、荷車、手押車など　（７ページ参照）	
第６種	工具、器具及び備品	測定・検査工具、治具、取付具、切削工具、金型、家具（事務用机、応接セット、キャビネット、棚等）、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナー、金庫、事務所用機器（パソコン、電話、ファクシミリ、コピー機等）、LAN設備、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器（楽器等を含む）など	

償却資産の概要

２　申告が必要な資産

令和８年１月１日現在において、事業の用に供することができる資産です。
なお、次に掲げる資産も申告の対象となりますのでご注意ください。

① 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）
② 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
③ 償却済資産（減価償却を終えた資産）
④ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
⑤ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
⑥ 資本的支出としての改良費（新たな資産の取得とみなされ、本体とは独立した資産）
⑦ 赤字決算などのために減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産
⑧ 使用可能な期間が１年未満または取得価額が２０万円未満であっても、個別に減価償却している資産
⑨ 取得価額が３０万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第２８条の２又は第６７条の５の適用により即時償却した資産
⑩ 本来の事業に直接使用する資産のほか、従業員の福利厚生のために所有している資産

３　業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
各業種共通	受変電設備、看板、屋外広告塔、舗装路面、外灯、テナント内部造作、緑化施設、庭園、ネオンサイン、キャビネット、応接セット、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、エアコン、金庫、机・椅子、パソコン、LAN設備、レジスター、外構工事（フェンス・植栽）など
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、カラオケ機器、自動販売機、ステレオ、放送設備、タオル蒸器、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、日よけなど
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、洗面設備、ドライヤー、サインポールなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、モーター、ミシンなど
ホテル・旅館業	ベッド、カラオケ機器、製氷機、厨房設備、自動販売機、電話交換設備など
小 売 業 食肉鮮魚販売業	冷凍機、肉切断機、挽肉器、電子秤、冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、POSシステムなど
加工・修理業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、塗装ブース、工業用水道、溶接機、貯水設備など
医（歯）業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒用殺菌機器、手術機器、歯科診療ユニット、待合室の椅子など
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分、ブロック塀、太陽光発電設備など
娯 楽 業	パチンコ器、ゲーム機、玉計数機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場用設備など

償却資産の概要

4　償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、「家屋」と「償却資産」を区分して評価しています。

家屋に施した建築設備・造作等のうち、次項の表において◎で示すものは、償却資産に該当します。家屋の所有者以外の賃借人（テナント）が施したもので、その所有権が家屋の所有者に帰属しないものについては、構築物として賃借人が償却資産の申告をする必要があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電設備		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備		◎		◎
		屋内設備	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	自動扉装置	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事 特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（流し用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス） 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事 特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備	○			◎
空調設備	空調設備	天井埋込式、天井カセット型など	○			◎
		ルームエアコン（ウインドウ型、壁掛型） 特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
運搬設備	昇降設備	製品搬送設備、リフト（工場用）		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター	○			◎
その他の設備	駐車場設備	機械式駐車場、精算機、発券機		◎		◎
	外構工事	工事一式（門・塀・緑化設備等）		◎		◎

償却資産の概要

５　申告の必要がない資産

① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
② 無形固定資産（特許権、商標権、営業権、水道施設利用権、ソフトウェア等）
③ 繰延資産（開業費、試験研究費等）
④ 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
⑤ 牛、馬、果樹その他の生物（ただし、観賞用興行用及びこれらに準ずる用に供するものは、申告の対象です）
⑥ 取得価額が１０万円未満の償却資産で、かつ税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入された資産
⑦ 取得価額が２０万円未満の償却資産で、かつ税務会計上３年間で一括して均等償却した資産

６　少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第３４１条第４号及び地方税法施行令第４９条の規定により、**下記(1)～(3)に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。**

(1) 取得価額１０万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
(2) 取得価額２０万円未満の資産のうち３年間で一括償却したもの
(3) 地方税法施行令第４９条ただし書による、法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース資産のうち、取得価額が２０万円未満のもの

ただし、下記(4)、(5)に記載する資産は固定資産（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

(4) 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
(5) 少額であっても、個別に減価償却することを選択した資産

<table>
<tr><th>取得価額
償却方法</th><th>10万円未満</th><th>10万円以上
20万円未満</th><th>20万円以上
30万円未満</th><th>30万円以上</th></tr>
<tr><td>一時損金算入／必要経費※1 ※5</td><td>申告対象外</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>３年一括償却※2 ※5</td><td colspan="2">申告対象外</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>リース資産
(ファイナンス・リース)</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="2">申告対象
申告していただく方はP10参照</td></tr>
<tr><td>中小企業特例※3 ※5(租税特別措置法適用)</td><td colspan="3">申告対象</td><td>―</td></tr>
<tr><td>個別減価償却※4</td><td colspan="4">申告対象</td></tr>
</table>

※１　法人税法施行令第１３３条又は所得税法施行令第１３８条
※２　法人税法施行令第１３３条の２第１項又は所得税法施行令第１３９条第１項
※３　中小企業特例を適用できるのは、平成１８年４月１日から令和８年３月３１日までに取得した資産です。（租税特別措置法第２８条の２、第６７条の５）
※４　個人の方については、平成１０年４月１日以降開始の事業年度に取得した１０万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第１３８条）
※5　令和４年４月１日以降に取得した資産の内、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外です。

その他、国税との取扱いの違いは６ページをご参照ください。

償却資産の概要

7　国税の取扱いとの主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	賦課期日（１月１日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として旧定率法を適用 固定資産評価基準※1 に定める原価率 によります。 （８ページ参照）	【平成１９年３月３１日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成１９年４月１日以降取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（１/２）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却・即時償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の１００分の５	１円（備忘価格）
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価）	原則区分評価
共有資産	持ち分を合算して共有名義で申告	持ち分それぞれを減価償却
償却済資産	事業の用に供していれば申告	減価償却していない
所有権移転外リースの資産※2	所有者（リース会社・賃貸人）が申告	原則として賃借人が減価償却
中小企業等の少額減価償却 資産の取得価額の損金算入の特例※3 （租税特別措置法）	認められません	損金算入が可能 （租税特別措置法第２８条の２、 第６７条の５）

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご留意ください。

※１　固定資産評価基準とは、地方税法３８８条に基づく総務大臣の告示です。

※２　国税においては、平成１９年度の税制改正により、平成２０年４月１日以降に締結した所有者移転外リースについて、原則として売買として取扱われることになりましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来通り所有者であるリース会社・賃貸人が納税義務者になります。

※３　租税特別措置法において、中小企業に該当する法人・個人事業者については、取得価額が３０万円未満の減価償却資産を損金に算入できる措置が講じられていますが、この特例は国税に関する制度ですので、地方税である固定資産税（償却資産）では適用されません（５ページ参照）。

従って、この特例による損金算入した資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

8　特殊自動車について

特殊自動車は車両の大きさと最高速度により「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類されます。
「大型特殊自動車」は償却資産として固定資産税、「小型特殊自動車」は軽自動車税の対象になります。

【道路運送車両法施行規則第２条別表第１より抜粋】

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車 （固定資産税）	小型特殊自動車 （軽自動車税）
一般用・ 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	次の項目に 1 つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 ①最高速度が 15 ㎞/h を超える ②長さが 4.7mを超える ③幅が 1.7mを超える ④高さが 2.8mを超える	次の項目に全て該当する場合は、小型特殊自動車です。 ①最高速度が 15 ㎞/ｈ以下 ②長さが 4.7m以下 ③幅が 1.7m以下 ④高さが 2.8m以下
農耕 作業用	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、田植機及び国土交通省大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	最高速度が３５㎞/h 以上	最高速度が３５㎞/h 未満

＜参考＞課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により区分されます。

⑴ 大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの
　　分類番号「０」、「００～０９」、「０００～０９９」

⑵ 大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの
　　分類番号「９」、「９０～９９」、「９００～９９９」

【例】

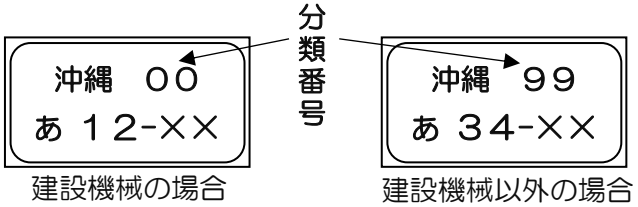

９　償却資産の評価および税額の計算方法

税額は、資産一品ごとの賦課期日現在の評価額を算出したのち、全資産の評価額を合計した課税標準額に税率をかけて算出されます。

＜評価額の計算＞

取得年月、取得価額、耐用年数をもとに、それぞれの資産の評価額を求めます。

A 及び B は、耐用年数に対応する減価残存率を表しており、取得価額にその減価残存率をかけて評価額を求めます。

- 前年中に取得した資産の評価額　＝　取得価額　×　A
- 前年より前に取得した資産の評価額　＝　取得価額　×　A　×　B
  （前年度の評価額）
- 上の１年前に取得した資産の評価額　＝　取得価額　×　A　×　B　×　B
  （前年度の評価額）

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	A	B		A	B		A	B
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0.658	0.316	19	0.943	0.886	36	0.969	0.938
3	0.732	0.464	20	0.945	0.891	37	0.970	0.940
4	0.781	0.562	21	0.948	0.896	38	0.970	0.941
5	0.815	0.631	22	0.950	0.901	39	0.971	0.943
6	0.840	0.681	23	0.952	0.905	40	0.972	0.944
7	0.860	0.720	24	0.954	0.908	41	0.972	0.945
8	0.875	0.750	25	0.956	0.912	42	0.973	0.947
9	0.887	0.774	26	0.957	0.915	43	0.974	0.948
10	0.897	0.794	27	0.959	0.918	44	0.974	0.949
11	0.905	0.811	28	0.960	0.921	45	0.975	0.950
12	0.912	0.825	29	0.962	0.924	46	0.975	0.951
13	0.919	0.838	30	0.963	0.926	47	0.976	0.952
14	0.924	0.848	31	0.964	0.928	48	0.976	0.953
15	0.929	0.858	32	0.965	0.931	49	0.977	0.954
16	0.933	0.866	33	0.966	0.933	50	0.977	0.955
17	0.936	0.873	34	0.967	0.934	51	0.978	0.956
18	0.940	0.880	35	0.968	0.936	52	0.978	0.957

＜課税標準額＞

賦課期日（１月１日）現在の全資産の評価額の合計が、課税標準額となります。

ただし、課税標準額の特例が適用される場合は、評価額の合計から軽減額を控除したものが課税標準額となります。

＜免税点＞

課税標準額が、１５０万円未満の場合は課税されません。

なお、１５０万円未満となるかどうかは、評価額の計算をした結果により判定しますので、償却資産の多少にかかわらずご申告ください。

＜税額＞

税率は１.４％です。従って、年税額は次のように求めます。

課税標準額(1,000 円未満切捨て)　×　0.014(税率 1.4%)　＝　税額(100 円未満切捨て)

10　非課税と課税標準の特例について

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第３４８条及び同法附則第１４条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となるものがあります。要件に該当する資産を取得した場合は、『固定資産税に関する非課税申告書』（那覇市ホームページからダウンロード可）と、要件に該当することを証明する根拠資料（認可証等の写し）を申告書に添付してご提出ください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第３４９条の３及び同法附則第１５条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。特例の適用を受ける場合は、特例に該当する資産であることを証明する資料（申請書・認定書・届出書・許可書等の写し）を申告書に添付してご提出ください。

※課税標準の特例は、毎年の税制改正により新設、廃止、縮減、拡張されることがあります。

非課税または課税標準の特例の要件に該当する資産がありましたら、申告書の「10 非課税該当資産」または「11 課税標準の特例」の「有」を〇で囲み、「18 備考」欄および種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に根拠法令と「非課税該当」または「特例該当」とご記入ください。詳しくは、那覇市ホームページをご覧いただくか、資産税課までお問合せください。

11　固定資産税の課税免除について

那覇市では、産業の振興と雇用の拡大に寄与することを目的に、「那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に基づき、固定資産税の課税免除を実施しています。沖縄振興特別措置法に定める指定地域（国際物流拠点産業集積地域/情報通信産業振興地域/観光地形成促進地域/産業イノベーション促進地域）の区域内において、青色申告者等が事業の用に供する施設や設備を新設又は増設した場合、当該対象施設又は対象設備である家屋及び償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地に対する固定資産税を新たに課されることとなった年度以後、最大５年度分に限り免除を受けることができます。

課税免除申請をする場合は、『償却資産申告書』の「18 備考」欄および種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「課税免除該当」とご記入ください。また、「固定資産税の課税免除申請書」および提出していただく添付資料がありますので、那覇市ホームページから「固定資産税の課税免除について」をご覧いただくか、資産税課までお問い合わせください。

なお、申請には沖縄県知事の事業認定及び主務大臣の確認が必要です。
県知事への認定申請について、公益財団法人沖縄県産業振興公社で申請支援を行っております。

お問い合わせ先
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
〒９０１－０１５２
沖縄県那覇市字小禄１８３１番地１　沖縄産業支援センター ４階
電話：０９８－８９４－６３７７
営業時間８：３０～１７：１５（土日・祝日を除く。）

償却資産の申告について

1　申告していただく方（納税義務者）

① 賦課期日（１月１日）現在の所有者が納税義務者となります。

② 所有権留保付割賦販売については、売主が所有権を留保しているときは、当該償却資産は売主及び買主の共有物とみなされますが、買主が事業の用に供していれば、買主が納税義務者となります

③ リース資産については、原則としてリース会社が納税義務者となりますが、譲渡条件付リースの場合は賃借人が納税義務者となります。

④ 信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む）が信託の引き受けをした償却資産で、第三者に譲渡することを条件として賃貸している場合、当該資産がその第三者の事業の用に供するものであるときは、その第三者が所有者とみなされ、納税義務者となります。

2　リース資産の申告について

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、資産を借りている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、下表のようになります。

契約内容（リースの種類）		資産を借りている方	資産を貸している方
ファイナンス・リース	**所有権移転外リース** **リース期間終了後、資産が回収される場合など**	× 申告不要	○ 申告必要※1
	所有権移転リース（譲渡条件付リース等） **リース期間終了後、資産が使用者に譲渡される場合など**	○ 申告必要※1	× 申告不要

※1 法人税法第６４条の２第１項または所得税法第６７条の２第１項に規定されているリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で、所有者が当該資産を取得したときの価額が２０万円未満である場合、償却資産申告の必要はありません（地方税法施行令第４９条ただし書）。

償却資産の申告について

３　申告方式の種類と提出書類

申告方式には以下の２種類があります。

■　増減資産申告：前年中に増加または減少した資産を申告する方法です。

「増加資産申告/減少資産申告」により、資産種類一品ごとに取得年月、取得価額、耐用年数を申告してください。

■　全資産申告：１月１日現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額を計算し申告する方法です。

「電算処理申告」により、企業所有の電算機で全資産一品ごとに必要項目を入力し、課税標準額まで算出したうえで申告してください。

※全資産申告において、過年度の修正を行う場合には、年度毎の全資産記載の種類別明細書の提出が必要となります。

償却資産申告書の様式は、地方税法施行規則において全国的に統一されています（第２６号様式、別表１・２）パソコン等で独自に申告書を作成する場合には、全国的に統一されている様式に準ずるもので申告をお願いします。具体的な記載例を１５～１７ページに掲載しております。

提出書類　※提出する書類には○印がついています。

区分＼提出書類			申告書第２６号様式	種類別明細書		記入上の留意事項
				増加・全資産用	減　少資産用	
増減資産申告	はじめて申告をされる方	償却資産を所有	○	○（全資産）		全資産を記入してください。
		償却資産なし	○			備考欄の**「③該当資産なし」**を選択してください。
	前年度以前に申告をされている方	増加資産がある	○	○（増加）		
		減少資産がある	○		○	減少資産の資産番号を記入してください。
		増加資産と減少資産がある	○	○（増加）	○	減少資産の資産番号を記入してください。
		資産の増減がない	○			備考欄の**「②増減なし」**を選択してください。
		該当資産がない	○			備考欄の**「③該当資産なし」**を選択してください。
		廃業・解散・市外への移転等	○		○	備考欄の**「④廃業・解散移転等」**を選択し日付をご記入ください。
全資産申告　（電算処理申告）			○	○（全資産）		備考欄に**「企業電算申告」**と記入してください。 ※確認のために増減明細を提出してもらう場合があります。

4　個人番号・法人番号の記載について

① 申告書への記入方法

償却資産申告書の記入例（１５ページ）をご参照いただき、個人の方は１２桁の個人番号を、法人にあっては１３桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

② 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（１）又は（２）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ１種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

※法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認書類の添付は不要です。

個人番号カード（表面）

個人番号カード（裏面）

（1） 本人が申告書を提出（窓口または郵送での提出）

番号確認資料		身元確認資料
個人番号カード（裏面） 又は 住民票（個人番号が記載されたもの） 又は 通知カード（記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る）	＋	個人番号カード（表面） 又は 下記のいずれか１点 運転免許証、税理士証票、写真付身分証明書 又は 下記のいずれか２点 国民健康保険証、健康保険証、年金手帳、後期高齢者医療保健証、介護保険被保険者 等

※ 電子申告の場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

（2） 代理人が申告書を提出する場合（窓口または郵送での提出）

本人の番号確認資料		代理人の身元確認資料		代理権確認資料
本人の個人番号カード（裏面） 又は 本人の住民票（個人番号が記載されたもの） 又は 本人の通知カード（記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続されている場合に限る）	＋	代理人の個人番号カード（表面） 又は 代理人の運転免許証 又は 代理人の税理士証票	＋	税務代理権限証書 又は 委任状

※ 電子申告の場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

※ 代理権限確認資料については。写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

償却資産の申告について

５　事務所、事業所、資産の所在地、住所、氏名または名称が変更になった場合

変更前の事務所、事業所等、資産の所在地、住所又は名称及び変更年月日を申告書の「18 備考」欄に記載してください。

那覇市内に事務所を構える法人の場合は、那覇市役所市民税課へ変更の届出が必要となります。詳しくは那覇市ホームページ「法人等の異動届」をご確認ください。

６　解散、廃業、市外への移転等の場合

解散、廃業等により償却資産がない場合は、申告書の「18 備考」欄に解散の時期等を含め、その旨を記載してください。廃業の場合、個人は税務署への廃業届の写し等を、法人は定款又は登記簿謄本（履歴事項証明書）等の写しを添付してください。

７　合併があった場合

合併の結果、承継により資産が増加した法人については、種類別明細書（増加資産・全資産用）に承継した資産がわかるように記載し、申告をお願いします。

また、合併後の法人へ資産が移動した法人については、種類別明細書（減少資産用）に該当する資産がわかるよう記載し、申告をお願いします。

合併による消滅会社において申告ができない場合は、存続会社がその旨を申告書の「18 備考」欄に記載してください。

８　過年度課税について

申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第１７条の５第５項の規定により、**原則として５年度分**）遡及することとなります。

過年度の追加課税分については、現年度分とは異なり、納期は１回となります。

※過年度に減少すべき資産があった場合は、その資産の除却日が分かる根拠資料（固定資産台帳等）が必要です。

９　申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な事由がなく申告されない場合は、地方税法第３８６条の規定により過料を科されることがあるほか、同法第３６８条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をした場合、地方税法第３８５条の規定により罰金等を科されることがあります。

償却資産の申告について

10　申告内容の確認・調査について

償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第３５３条及び第４０８条に基づき電話での問合せや資料提供の依頼を行っておりますので、ご協力をお願いします。

この調査に伴い資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

11　国税資料等の閲覧について

那覇市では地方税法第３５４条の２の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、那覇市への申告内容に差異が見受けられた場合は、個別に確認をさせていただきますのでご協力をお願いします。

なお、申告依頼に応じていただけない場合、調査で把握した償却資産の内容を基に賦課決定を行うことがあります。

12　電子申告（インターネット上からの申告）について

那覇市では eLTAX を利用した固定資産税（償却資産）の電子申告を受け付けています。

eLTAX の利用に関するお問い合わせ先

- 地方税ポータルサイトにアクセスし、「お問い合わせフォーム」にお問い合わせ内容を入力のうえ、送信してください。　https://www.eltax.lta.go.jp
- 電話でのお問い合わせ（ヘルプデスク）：０５７０―０８１４５９
  上記でつながらない場合：０３－６７４５－０７２０
  受付時間９：００～１７：００（土日祝、年末年始を除く。）

地方税ポータルサイト

1　償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入例

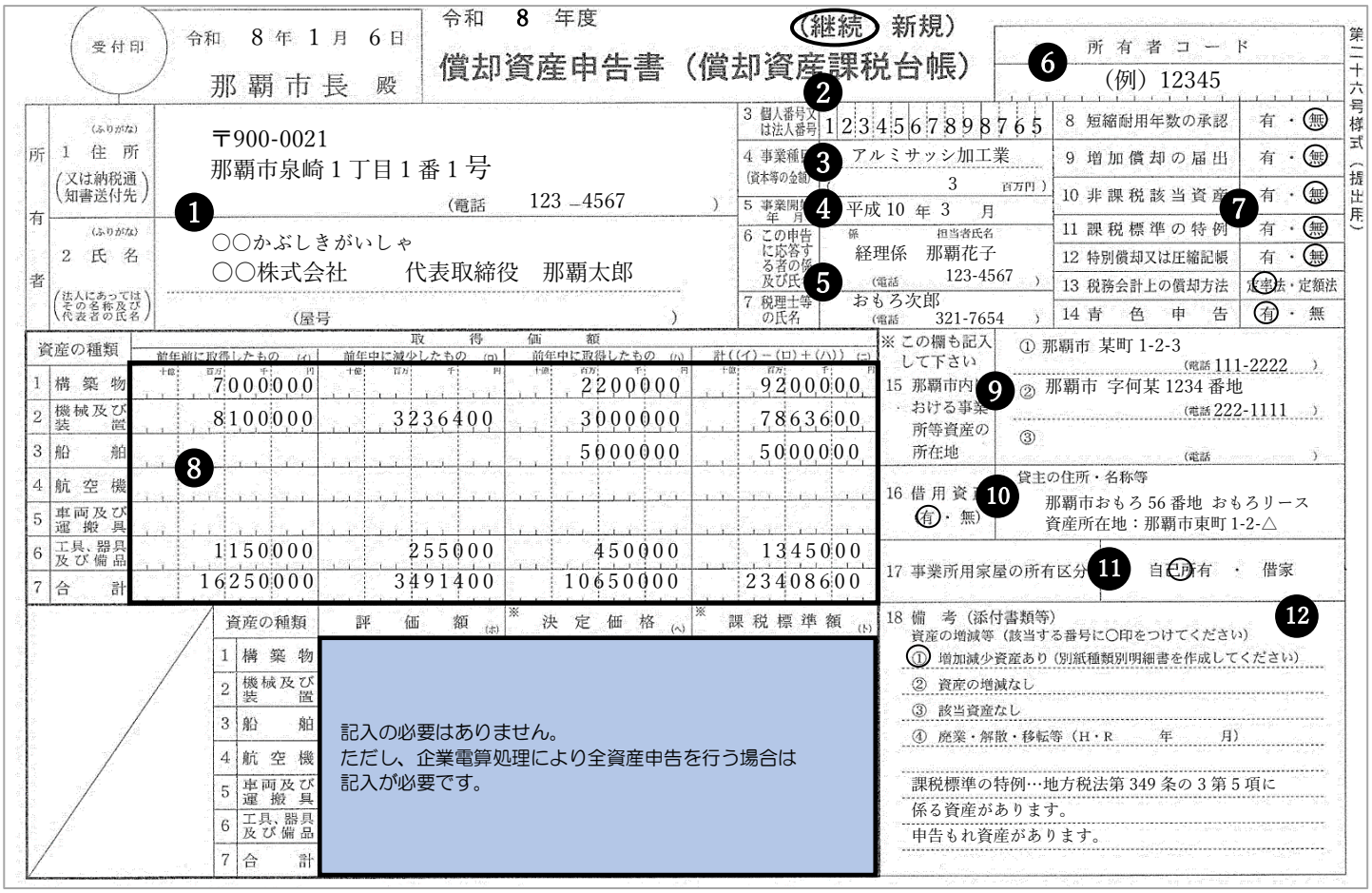

令和　8　年度　（継続）新規）

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

受付印　令和　8 年 1 月 6 日　那覇市長　殿

第二十六号様式（提出用）

所有者
1 住所（又は納税通知書送付先）：〒900-0021 那覇市泉崎１丁目１番１号　（電話　123 –4567 ）
2 氏名：○○かぶしきがいしゃ　○○株式会社　代表取締役　那覇太郎　（屋号　）

3 個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5
4 事業種目（資本等の金額）：アルミサッシ加工業　3 百万円
5 事業開始年月：平成 10 年 3 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名：係　経理係　担当者氏名　那覇花子　（電話　123-4567 ）
7 税理士等の氏名：おもろ次郎　（電話　321-7654 ）

6 所有者コード：（例）12345

8 短縮耐用年数の承認　有・（無）
9 増加償却の届出　有・（無）
10 非課税該当資産　有・（無）
11 課税標準の特例　有・（無）
12 特別償却又は圧縮記帳　有・（無）
13 税務会計上の償却方法　定率法・定額法
14 青色申告　（有）・無

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
1 構築物	7000000		2200000	9200000
2 機械及び装置	8100000	3236400	3000000	7863600
3 船舶			5000000	5000000
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1150000	255000	450000	1345000
7 合計	16250000	3491400	10650000	23408600

資産の種類	評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

記入の必要はありません。
ただし、企業電算処理により全資産申告を行う場合は記入が必要です。

※この欄も記入して下さい
15 那覇市内における事業所等資産の所在地
① 那覇市 某町 1-2-3　（電話 111-2222 ）
② 那覇市 字何某 1234 番地　（電話 222-1111 ）
③　（電話　）

16 借用資産：（有）・無　貸主の住所・名称等：那覇市おもろ 56 番地 おもろリース　資産所在地：那覇市東町 1-2-△

17 事業所用家屋の所有区分：自己所有（借家）

18 備考（添付書類等）
資産の増減等（該当する番号に○印をつけてください）
（①）増加減少資産あり（別紙種類別明細書を作成してください）
② 資産の増減なし
③ 該当資産なし
④ 廃業・解散・移転等（H・R　年　月）

課税標準の特例…地方税法第 349 条の 3 第 5 項に係る資産があります。
申告もれ資産があります。

❶個人については住民登録地、法人の場合は本店所在地を記入してください。
❷個人の方は 12 桁の個人番号、法人の場合は 13 桁の法人番号を右詰めで記入してください。なお、償却資産を共有されている方については記入の必要はありません。また、個人番号カードを持参しておらず、個人番号が不明の場合には、番号が未記載でも受理いたします。
❸事業の内容を具体的に記入してください。事業種目が複数ある場合には主たる事業種目を記入してください。
❹法人は設立年月を、個人は事業開始年月を記入してください。
❺申告の内容等について確認を要する場合がありますので、もれなく記入してください。
❻印字されていない場合は、那覇市で付番された通知書番号を記入してください。新規で申告される場合は、空欄で結構です。
❼該当するものを○で囲んでください。
❽(イ)欄の期首が、前年度申告の(ニ)欄の期末と一致していなければ、申告もれの可能性があります。その場合は備考欄に「申告もれ資産あり」と記入してください。
❾那覇市内すべての資産所在地を記入してください。
❿「有」の場合は、貸主の住所、名称等及び資産の所在地を記入してください。
⓫該当するものを○で囲んでください。
⓬昨年の申告以降、資産に増減がない場合は「②資産の増減なし」に○を付けてください。廃業された場合は「④廃業・解散・移転等」に○を付け、廃業した年月を記載すると共に、個人の場合は税務署に提出した廃業届の写し等を、法人の場合は定款又は登記簿謄本履歴事項証明書等の写しを添付してください。

2　種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

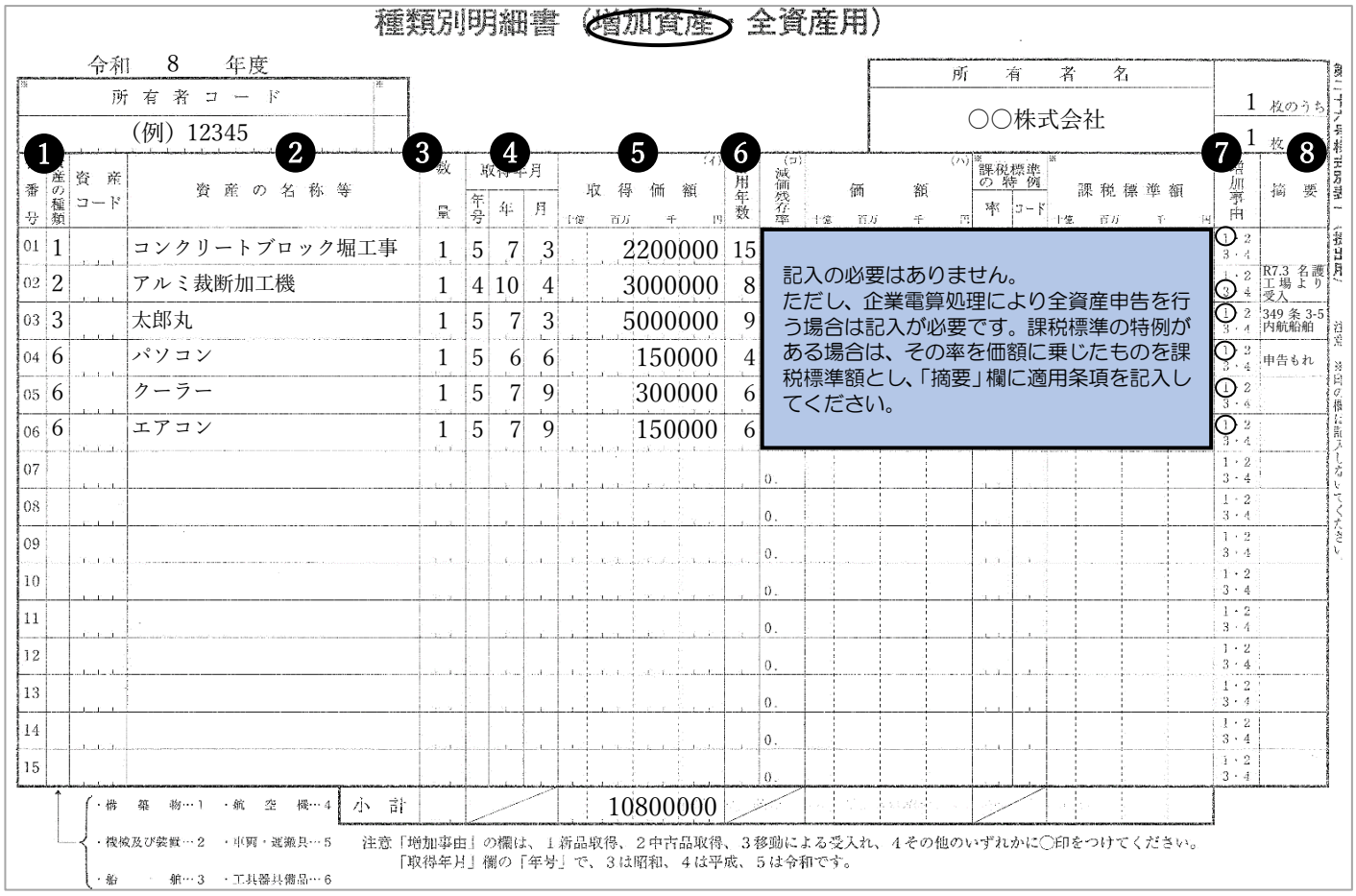

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和　8　年度

所有者コード	所有者名		
（例）12345	○○株式会社	1 枚のうち	1 枚

❶番号	資産の種類	資産コード	❷資産の名称等	❸数量	❹取得年月 年号	年	月	❺取得価額	❻耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例率	課税標準の特例コード	課税標準額	❼増加事由	❽摘要
01	1		コンクリートブロック堀工事	1	5	7	3	2200000	15						① 2 3・4	
02	2		アルミ裁断加工機	1	4	10	4	3000000	8						1・② 3・4	R7.3 名護工場より受入
03	3		太郎丸	1	5	7	3	5000000	9						① 2 3・4	349条3-5内航船舶
04	6		パソコン	1	5	6	6	150000	4						① 2 3・4	申告もれ
05	6		クーラー	1	5	7	9	300000	6						① 2 3・4	
06	6		エアコン	1	5	7	9	150000	6						① 2 3・4	
07										0.					1・2 3・4	
08										0.					1・2 3・4	
09										0.					1・2 3・4	
10										0.					1・2 3・4	
11										0.					1・2 3・4	
12										0.					1・2 3・4	
13										0.					1・2 3・4	
14										0.					1・2 3・4	
15										0.					1・2 3・4	
			小計					10800000								

・構築物…1　・航空機…4
・機械及び装置…2　・車両・運搬具…5
・船舶…3　・工具器具備品…6

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印をつけてください。
「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

記入の必要はありません。
ただし、企業電算処理により全資産申告を行う場合は記入が必要です。課税標準の特例がある場合は、その率を価額に乗じたものを課税標準額とし、「摘要」欄に適用条項を記入してください。

❶資産の種類を右表のコード番号で記入してください。

資産の種類コード	
1	構築物
2	機械及び装置
3	船　舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

年号コード	
1	明　治
2	大　正
3	昭　和
4	平　成
5	令　和

❷資産の名称を記入してください。

❸資産の数量を記入してください。

❹右表の年号コードを参考に、資産を取得した年月を記入してください。

❺資産の取得価額を記入してください。取得価額には取引運賃や据付費、購入手数料等、その用途に供するために直接要した費用の額を含みます。併せて、以下の点にご留意ください。

ア．圧縮記帳は償却資産の評価では認められていないため、実際の取得価額を記入してください。

イ．事業用と非事業用の両方で使用する資産については、その資産の取得価額の全額を記入してください。（事業専有割合による取得価額の按分は償却資産の評価では認められていません。）

ウ．消費税の取り扱いは会計処理の方式に応じて異なります。法人税または所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。

❻減価償却資産の耐用年数等に関する省令（耐用年数省令）を参考に耐用年数を記入してください。

❼右表のコード番号を参考に、該当する増加事由に○をしてください。

増加事由コード	
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入れ
4	その他

❽移動による受入の場合は、その詳細を記載してください。非課税や課税標準の特例が適用される場合は、該当する適用条項を明記してください。過年度に申告において申告もれがあった場合には、その旨を記入してください。

3　種類別明細書（減少資産用）の記入例

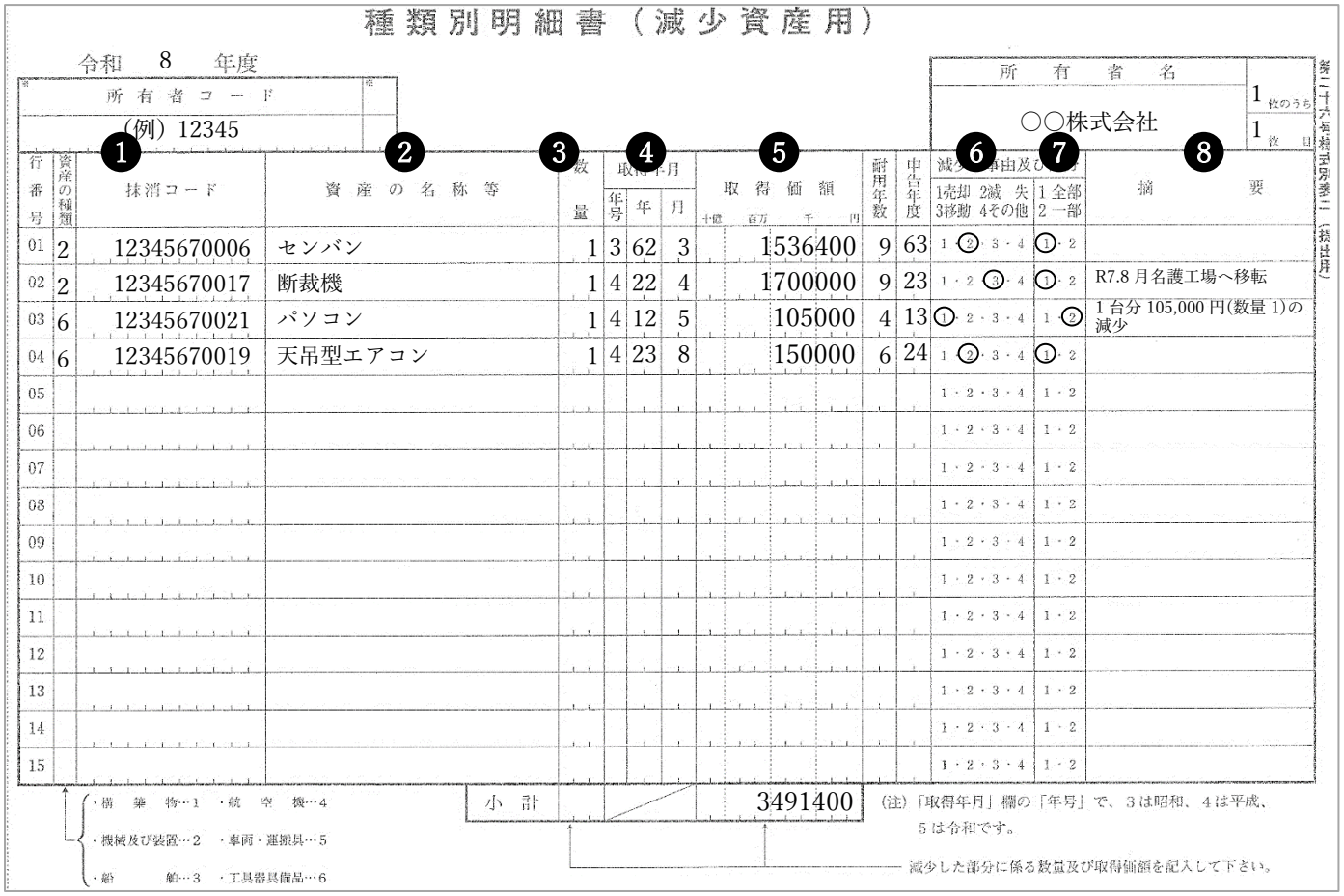

種類別明細書（減少資産用）

令和　8　年度

所有者コード：（例）12345

所有者名：○○株式会社　1 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	❶抹消コード	❷資産の名称等	❸数量	❹取得年月 年号	年	月	❺取得価額（十億 百万 千 円）	耐用年数	申告年度	❻減少事由及び（1売却 2滅失 3移動 4その他）	❼（1全部 2一部）	❽摘要
01	2	12345670006	センバン	1	3	62	3	1536400	9	63	1・②・3・4	1・2	
02	2	12345670017	断裁機	1	4	22	4	1700000	9	23	1・2・③・4	1・2	R7.8 月名護工場へ移転
03	6	12345670021	パソコン	1	4	12	5	105000	4	13	①・2・3・4	1・②	1 台分 105,000 円(数量 1)の減少
04	6	12345670019	天吊型エアコン	1	4	23	8	150000	6	24	1・②・3・4	①・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
			小計					3491400					

・構　築　物…1　・航　空　機…4
・機械及び装置…2　・車両・運搬具…5
・船　　舶…3　・工具器具備品…6

（注）「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。

減少した部分に係る数量及び取得価額を記入して下さい。

❶減少した資産について「償却資産明細書」に記載されている「資産コード」を記入してください。
❷減少した資産について「償却資産明細書」に記載されている名称等を記入してください。
❸減少分の数量を記入してください。（もとの数量から減少分を差し引いた残りの分の数量ではありません。）
❹減少した資産の取得年月を記入してください。（減少した年月ではありません。）
❺全部減少の場合は、資産全体の取得価額を記入してください。一部減少の場合は、減少分に相当する取得価額を記入してください。（減少分を差し引いた残存部分の取得価額ではありません。）
❻右表のコード番号を参考に、該当する減少事由に○をしてください。
「4 その他」の場合は、具体的な内容を「摘要」欄に記入してください。

減少事由コード	
1	売　却
2	滅　失
3	移　動
4	その他

❼該当する番号に○をしてください。「2 一部」の場合は、「摘要」欄に内訳を具体的に記入してください。
❽市外への移転の場合は等、必要に応じて記入してください。前年前の減少申告もれがある場合は、その旨を記載し、減少した年月が分かる書類を添付してください。それが確認できた場合のみ、遡って減少します。

耐 用 年 数 表

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）第１条第１項に定める「別表第一機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」及び「別表第二 機械及び装置の耐用年数表」に基づいて作成したものです。一部省略した部分がありますので、詳細については同省令をご参照ください。

e-Gov法令検索 → 減価償却資産の耐用年数に関する省令

https://elaws.e-gov.go.jp

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	集中式の冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kw以下のもの）	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
	エアーカーテン又はドアー自動開閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店舗簡易設備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
		その他のもの	10
構築物	電気通信事業用のもの	通信ケーブル 光ファイバー製のもの その他のもの	10 13
		地中電線路	27
		その他の線路設備	21
	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱 円筒空中線式のもの その他のもの	30 40
		鉄筋コンクリート柱	42
		木塔及び木柱	10
		アンテナ	10
		接地線及び放送用配線	10
	広告用のもの	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 主として鉄骨造のもの 主として木造のもの	45 30 10
		ネット設備	15

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
構築物	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30
		水泳プール	30
		その他のもの 児童用のもの すべり台、ぶらんこ、ジャングルジム、その他の遊戯用のもの その他のもの	10 15
		その他のもの 主として木造のもの その他のもの	15 30
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	20
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3
	下水道、側溝、擁壁及びへい	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの	15
		れんが造のもの	25
		石造のもの	35
	金属造のもの	露天式立体駐車場設備	15
		フェンス	10
	食料品製造業用設備		10
機械及び装置	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備	3 7
		その他の設備	7
	木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備		8
	家具又は装備品製造業用設備		11
	パルプ、紙又は紙加工品製造業設備		12
	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備	3 10
		その他の設備	10

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
機械及び装置	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5
		塩化りん製造設備	4
		活性炭製造設備	5
		ゼラチン又はにかわ製造設備	5
		半導体用フォトレジスト製造設備	5
		フラットパネル用カラーフィルター、偏向板又は偏向板用フィルム製造設備	5
		その他の設備	8
	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
	プラスチック製品製造業用設備（他に掲げるものを除く）		8
	ゴム製品製造業用設備		9
	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
	窯業又は土石製品製造業用設備		9
	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備	5
		純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備	9
		その他の設備	14
	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備	11
		その他の設備	7
	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	6
		その他の設備	10
	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう）製造業用設備	（後掲の電子部品、デバイス、電子回路、情報通信機械器具製造業用設備を除く。）	12
	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう）製造業用設備	金属加工機械製造設備	9
		その他の設備	12

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
機械及び装置	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであって物の生産のように供されるものを含む)をいう)製造業用設備	(前掲のはん用機械器具、後掲の電気機械器具、輸送用機械器具製造業用設備を除く。)	7
	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る)製造設備	6
		プリント配線基板製造設備	6
		フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備	5
		その他の設備	8
	電気機械器具製造業用設備		7
	情報通信機械器具製造業用設備		8
	輸送用機械器具製造業用設備		9
	その他の製造業用設備		9
	農業用設備		7
	林業用設備		5
	漁業用設備	(水産養殖業用設備を除く)	5
	水産養殖業用設備		5
	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 3 掘さく設備 6 その他の設備 12	
		その他の設備	6
	綜合工事業用設備		6
	電気業用設備	電気業用水力発電設備	22
		その他の水力発電設備	20
		汽力発電設備	15
		内燃力又はガスタービン発電設備	15
		送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用什器 15 柱上変圧器 18 その他の設備 22	
		その他の設備 主として金属製のもの 17 その他のもの 8	
	ガス業用設備	製造用設備	10
		供給用設備 鋳鉄製導管 22 鋳鉄製導管以外の導管 13 需要者用計量器 13 その他の設備 15	
		その他の設備 主として金属製のもの 17 その他のもの 8	
	熱供給業用設備		17
	水道業用設備		18
	通信業用設備		9
	放送業用設備		6
	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
機械及び装置	鉄道業用設備	自動改札装置	5
		その他の設備	12
	道路貨物運送業用設備		12
	倉庫業用設備		12
	運輸に附帯するサービス業用設備		10
	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そう除く)	13
		その他の設備	8
	飲食良品小売業用設備		9
	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
		その他の設備 主として金属製のもの 17 その他のもの 8	
	技術サービス業用設備(他項目のものを除く)	計量照明業用設備	8
		その他の設備	14
	宿泊業用設備		10
	飲食店業用設備		8
	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
	その他の生活関連サービス業用設備		6
	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備	11
		遊園地用設備	7
		ボウリング場用設備	13
		その他の設備 主として金属製のもの 17 その他のもの 8	
	教育業(学校教育業を除く)又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備	5
		その他の設備 主として金属製のもの 17 その他のもの 8	
	自動車整備業用設備		15
	その他のサービス業用設備		12
	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備	10
		その他の設備 主として金属製のもの 17 その他のもの 8	
船舶	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける鋼船	漁船 総トン数500トン以上 12 総トン数500トン未満 9	
		油そう船 総トン数2,000トン以上 13 総トン数2,000トン未満 11	
		薬品そう船	10
		その他のもの 総トン数2,000トン以上 15 総トン数2,000トン未満 しゅんせつ船及び砂利採取船 10 カーフェリー 11 その他のもの 14	
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船	漁船	6
		薬品そう船	8
		その他のもの	10
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける軽合金船		9

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
船舶	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける強化プラスチック船		7
	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト		8
	その他 漁船	しゅんせつ船及び砂利採取船	7
		発電船及びとう載漁船	8
		ひき船	10
		その他のもの	12
	木船	とう載漁船	4
		しゅんせつ船及び砂利採取船	5
		動力漁船及びひき船	6
		薬品そう船	7
		その他のもの	8
	その他	モーターボート及びとう載漁船	4
		その他のもの	5
航空機	飛行機	主として金属製のもの 最大離陸重量130t超 10 同 5.7t超130t未満 8 同 5.7t以下 5	
		その他のもの	5
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5
		その他のもの	5
車両及び運搬具	大型特殊自動車	フォークリフト、モータースィーパー	4
	その他のもの	自転車及びリヤカー	2
		トロッコ 金属製のもの 7 その他のもの 4	
		その他のもの 自走能力を有するもの 7 その他のもの 4	
工具	測定工具及び検査工具	(電気又は電子を利用するものを含む)	5
	治具及び取付工具		3
	ロール	金属圧延用のもの	4
		なつ染ロール、粉砕ロールその他のもの	3
	型(型枠を含む)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
		その他のもの	3
	切削工具		2
	金属製柱及びカッペ		3
	活字及び活字に常用される金属	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る)	2
		自製活字及び活字に常用される金属	8
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13
		その他のもの	3
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13
		その他の主として金属製のもの	8
		その他のもの	4

種類	構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
器具及び備品	1 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、いす及びキャビネット 主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット 接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		ベッド	8
		児童用机及びいす	5
		陳列棚及び陳列ケース 冷凍機付及び冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
		その他の家具 接客業用のもの	5
		その他のもの 主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー、その他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器（ルームエアーコンディショナー）	6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く）	4
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
		じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3
		その他のもの	6
		室内装飾 主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの	2
		その他のもの	5
		その他のもの 主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	2 事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの	3
		その他のもの	5
		電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）	4
		その他のもの	5
器具及び備品	2 事務機器及び通信機器	複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	5
		インターホーン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器 デジタル構内ｺｳｶﾝ設備及びデジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
	3 時計、試験機器及び測定機器	時計	10
		度量衡器	5
		試験又は測定機器	5
	4 光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	2
		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
	5 看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの 主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	6 容器及び金庫	ボンベ 溶接製のもの	6
		鍛造製のもの 塩素用のもの	8
		その他のもの	10
		ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さ6m以上のものに限る）	7
		その他のもの 金属製のもの	3
		その他のもの	2
		金庫 手さげ金庫	5
		その他のもの	20
	7 理容又は美容機器		5
	8 医療機器	消毒殺菌用機器	4
		手術機器	5
		血液透析又は血しょう交換用機器	7
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
		調剤機器	6
		歯科診療用ユニット	7
		光学検査機器 ファイバースコープ	6
		その他のもの	8
器具及び備品	8 医療機器	その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
		その他のもの	6
		その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの	3
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
		ご、しょうぎ、まあじゃんその他の遊戯具	5
		スポーツ具	3
		劇場用観客いす	3
		どんちょう及び幕	5
		衣しょう、かつら、小道具及び大道具	2
		その他のもの 主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	10 生物	植物 貸付業用のもの	2
		その他のもの	15
		動物 魚類	2
		鳥類	4
		その他のもの	8
	11 前掲のもの以外のもの	映画フイルム（スライドを含む）、磁気テープ及びレコード	2
		シート及びロープ	2
		きのこ栽培用ほだ木	3
		漁具	3
		葬儀用具	3
		楽器	5
		自動販売機（手動のものを含む）	5
		無人駐車管理装置	5
		焼却炉	5
		その他のもの 主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8

その他、上記に記載の無い資産の耐用年数について、国税庁HP等を参考にしましたのでご参考にしてください。

構造、用途又は設備の種類	細目	耐用年数
太陽光発電設備	機械及び装置/電気業用設備/主として金属製のもの	17
電気引込線	構築物/発電用又は送配電用のもの/引込線	20
防犯カメラ（カメラ、テレビ、ビデオデッキ等が一体となっているもの）	器具及び備品/インターホン及び放送用設備	6
防犯カメラ（自動フィルム送り装置定点カメラ）	器具及び備品/カメラ	5
集合郵便受け・宅配BOX（金属製）	器具及び備品/その他のもの/主として金属製のもの	10
集合郵便受け・宅配BOX（その他）	器具及び備品/その他のもの/その他のもの	5

提出前にご確認ください

チェック

□申告書に連絡先（電話番号）は記入されていますか？

□那覇市に所在する資産ですか？

□（継続して申告される方）前年度期末と今年度期首の金額は一致していますか？

□種類別明細書の各欄（特に取得年月、取得価額、耐用年数）は記入されていますか？
⇒ 申告書の作成は１５～１７ページ参照

□家屋評価対象の資産や無形固定資産など、申告不要な資産が含まれていませんか？
⇒ 家屋と償却資産の区分は４ページ参照

□（控えの返送をご希望の方）切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？

↓郵送にて申告書を提出される際に切り取ってご活用ください。

〒900-8585
那覇市泉崎１丁目１番１号

那覇市役所資産税課
償却資産グループ　宛